８　中部空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

９・10　（略）

11　中部空港事務所及び関西空港事務所にあっては、第九項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

12　（略）

（航空管制技術官）

第六十六条　（略）

２・３　（略）

４　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

５～９　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

２～５　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官）	（気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官及び沿岸防災情報調整官）
第三十五条　気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官それぞれ一人を置く。	**第三十五条**　気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官及び沿岸防災情報調整官それぞれ一人を置く。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関する事務（台風防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	４　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関する事務をつかさどる。
５～７　（略）	５～７　（略）

７　中部空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

８・９　（略）

10　中部空港事務所及び関西空港事務所にあっては、第八項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

11　（略）

（航空管制技術官）

第六十六条　（略）

２・３　（略）

４　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

５～９　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

２～５　（略）